



Salles Sainz

Grant Thornton

An instinct for growth™

Doing business in Mexico



メキシコでビジネスを行うためには、投資に関する知識、法律、会計及び税務の概略を知っておくことが重要です。



目次

	Page
序文	2
メキシコの概要	4
はじめに	5
規制環境－法人	7
法人所得税	12
移転価格	18
インセンティブ・プログラム	21
その他法人税・税関手続の検討事項	23
労務	24
個人	26
グラントソントン メキシコ 連絡先	27

序文

本文書は、メキシコで事業を展開することを検討している企業がしばしば直面する多くの課題を紹介するものとして執筆しました。本文書は、メキシコの法律業務又は税制に関する詳細な概要を説明するものではありませんのでご了承ください。

ここでは、メキシコで活動中の企業同様、新設法人が一貫して直面する法律及び実的な事柄についての一般的背景の提供を意図しています。本情報は、経験豊富なアドバイザーの専門知識に代わるものではなく、メキシコで事業活動を行う際に直面しうる問題や機会に関する背景を皆様を示すことを目的としています。本文書では、簡単な説明のみとなりますが、2014年4月時点で施行される法律についても触れています。

グラントソントン メキシコ(Salles Sainz - Grant Thornton S.C)は、メキシコで事業を拡大し、海外進出をしていくクライアント支援に関して長年にわたる経験を有しています。私どもの経験は、クライアントが税金、規制及び言語の違いのみならず、自国以外の地域に進出しようとする企業にとって予期せぬ問題となることが多い文化の相違を埋める上で役立っています。

本文書で述べられている論点は、多岐にわたる分野でのクライアントとの経験によってもたらされたものです。グラントソントンは、メキシコでの重要な機会を最大限に生かすために必要な措置を計画し実行するサポートをして、過去に困難を生じさせた問題が皆様の将来の営業活動の大きな妨げとならないように致します。

私どもは本文書で最新の情報を提供することを心がけていますが、頻繁に改正されるメキシコの法律を必ずしもすべて反映できているとは限りません。本文書を進出の手引きとしてご利用ください。そして、関心のあるテーマに係る最終的な議論については、弊グラントソントンの担当者に遠慮なくお問い合わせください。

グラントソントン・インターナショナルは、世界有数の独立した会計及びコンサルティング事務所の一つであり、独立した事業及びその事業主への保証、税務に関する専門的な助言を提供しています。

国際組織としての私どもの品質は各国のメンバーファームの強みを反映したものです。グラントソントン・インターナショナルを構成するメンバーファームはすべて、クライアントがどの地域でビジネスを行うことを選択した場合でも、一様に質の高いサービスを提供するというコミットメントを共有しています。

詳細な情報については、各国のグラントソントン・メンバーファームにお問い合わせください。

本手引きは、メキシコでビジネスを行うことに関心を持つ人々を支援するために作成されています。テーマを網羅的に扱うのではなく、起こりうる重要で広範な論点のいくつかを解決することを意図するものです。具体的な問題が実務において生じた際には、多くの場合、メキシコの法令を参照し、適切な会計上及び法律上の助言を得ることが必要となります。

グラントソントン・インターナショナルは、世界的なパートナーシップではありません。国際組織のメンバーファームは、独立して所有・運営されています。

世界中の独立したファームのネットワークを持つグラントソントン・インターナショナルのメンバーファーム及びコレスポンデンス・ファームが全世界的にサービスを独自に提供しています。グラントソントン・インターナショナル自体は、業務を行わない国際的な統括企業です。グラントソントン・インターナショナルはその名称で一切サービスを提供しません。

メキシコの概要

人口

- 1億1,880万人(2013年7月推定)
- 年間人口増加率1.086%(2012年推定)

言語

スペイン語。首都及び大都市におけるビジネス分野では英語も通用します。

地理及び気候

- 面積:196万4,375平方キロメートル(75万8,449平方マイル)
- 高原、59%の地帯は乾燥あるいは半乾燥
- 国の高度は地域ごとにばらつきがあり、太平洋及びメキシコ湾が沿岸地域に与える影響によって、気候差は激しいです。

経済

GDP/PPP(2013年の推定)

- 1兆310億米ドル;1人当たりの国民所得8,672米ドル
- 工業生産伸び率:-0.7%
- 実質成長率:1.1%

主要産業

食料及び飲料、タバコ、化学製品、鉄鋼、石油、採鉱、繊維製品、衣類、自動車、耐久消費財、観光事業

主要貿易相手国

- 輸出:米国(78.25%)、カナダ(2.74%)、その他の国々(19.01%)
- 輸入:米国(48.77%)、中国(15.88%)、その他の国々(35.35%)

政治体制

- 連邦民主共和国(31の州と1つの連邦区)
- 大統領の任期は6年

はじめに

法律上の存在や拠点設置 (legal presence) がメキシコで要求される場合とは？

メキシコにおいて法律上存在 (拠点を設置) することは一般的に、外国人投資家にとっての重要な投資を意味します。メキシコの法人は、メキシコ法律、会計及び税務に係る要件に従うことが求められます。これらの要件の順守に伴う費用は、相当な額になる可能性があります。

そのため、メキシコにおいて法人を設立するということは、多くの場合にかんがりの注意を要する決定です。法律上の存在は必要でしょうか。推奨されるのでしょうか。どのような企業形態が外国人投資家のニーズに最も適しているのでしょうか。

メキシコ法律では、一時的なもの以外に関しては、メキシコでビジネスを行おうとするほとんどの法人に対して、メキシコ法律上の存在を設立することを強く求めています。メキシコ法律上の存在を設立する必要性につながるすべての起こり得る状況を分析することは、本文書では割愛します。しかし、実際には、ある一定の活動は、法律上の存在があるとみなされる傾向にあります。そうした活動には次の事項が含まれると考えられます。

1 実施した活動により、恒久的施設が生じる可能性がある

経済協力開発機構 (OECD) モデル租税条約及び国際的慣行と同様、法律上の存在を設立していない場合でも、メキシコでは、一定の営業活動を行っている場合、納税実体 (taxable presence) があるとみなされます。こうした存在は、恒久的施設 (PE: Permanent Establishment) と呼ばれています。PE には、メキシコ法人に適用されるものとよく似た税制措置が適用されます。メキシコ税務当局 (以下、SAT という) は、PE が存在すると判断した場合には、法人所得税並びに罰金及び延滞利息を科す場合があります。

PE に適用される規定は、メキシコとメキシコで営業活動を行う法人又は個人の居住地国との間に租税条約があるかどうかによって異なります。租税条約が施行されている場合には、当該条約の規定が適用され、そうでない場合には、メキシコ国内の規定が適用されます。

米国とメキシコは、PE の設置に適用される包括的な規定を設けている租税条約を結びました。したがって、メキシコでの事業活動を行おうとする米国人法人は、PE の設置の有無を確認するために、米国とメキシコの租税条約について詳しく調べなければなりません。日本の場合も同様です。他国の居住者は、租税条約がメキシコとその居住国との間で締結されているかどうかを分析しなければなりません。租税条約が結ばれていない場合には、本例やその他の税務上の諸問題に適用されるメキシコの国内法を参照する必要があります。

すべてのメキシコの租税条約に定められている特定の PE 規定について説明することは本手引きでは割愛します。実際には、メキシコ国内で継続的に実施されている個別の経済活動は、多くの場合、当該条約の規定により PE としてみなされます。

メキシコでは、PE に対する税務上の取扱い、特に PE に配分されるべき課税所得及びそれに対応する損金算入費用に関する規定が不明確です。

2 メキシコへの製品の輸入

メキシコで製品の販売を行う場合には、ある時点で、その製品をメキシコに輸入する必要があります。メキシコの法人及び個人は、メキシコに製品を輸入するために必要な税関登録番号を登録し、入手することができます。メキシコに子会社を設立し、メキシコへの輸入手続きを行うために登録することが望ましいかどうかについては、分析を行う必要があります。第三者の税関登録番号を使用することもできますが、付加価値税に関してより厳密な分析を行う必要があり、こうした手続きは必ずしも勧められるものではありません。

3 メキシコで勤務する従業員の雇用

メキシコで従業員を雇用する必要がある場合には、原則として、メキシコで法人を設立した上で雇用しなければならないと考えられています。中には、独立代理人 (independent agents) に依頼することによって法人の設立を回避しようとするケースも見受けられます。しかし、SAT は、当該取引関係により、外国法人がメキシコにおいて PE を設置したとみなす可能性があります。このような場合には、個々の事例に最も適した代替案を決定するための分析が必要となります。。

収益獲得活動を行わない駐在員事務所

外国法人がメキシコに PE を設置せずに駐在員事務所を設立できるような特別なケースがあります。必要であれば、駐在員事務所は、極めて明確な目的で連邦納税者登録番号 (メキシコでは RFC として一般に呼ばれている) を入手できる場合があります。駐在員事務所は、活動が補助的又は準備的性格のものであると考えられる限り、メキシコの法人所得税の課税対象とはなりません。収益獲得活動を行わない駐在員事務所ですな十分な場合には、法律上の存在を設立する必要はありません。

駐在員事務所は一般的に、メキシコにおいて、親会社から独立した収益活動を行わない場合にのみ認められています。例えば、配送のための倉庫、給与支払手続などの収益を生じない事業については、駐在員事務所を設置できると考えられます。

駐在員事務所として運営するにあたっては、設置許可申請を行う必要があります。こうした手続きは長期にわたることがあります。そのため、納税実体 (法人や支店) を設立することを選択する場合もあります。

規制環境－法人

法務及び法人に関する事項

一般要求事項

メキシコで法律上の存在(拠点)を設立する必要があると判断した後は、最も便宜的な法人形態及び事業を行うのに適した組織など、さらなる決定を行わなければなりません。

メキシコ法人の定款は多くの場合、日本や米国の定款と比べて冗長かつ詳細にわたっています。これらの定款は、しかるべき当局に申請する前に、メキシコの公証人に提出し、認証を得る必要があります。会社の設立は、公証と申請手続きが終了するまで完了したとはみなされません。メキシコにおける公証は非常に形式張っており、多くの場合に多大な時間と費用がかかります。これらが法的要求事項に準拠していない限り、適切な公証及び定款の提出を行うことはできません。こうした要求事項のいくつかを以下に示します。

法制度の選択

メキシコでは、会社形態をいくつかの選択肢から選ぶことができます。しかし、実際には、一般的に、メキシコに子会社を設立する外国親会社は、株式会社(SA: Sociedad Anonima)と合同会社(SRL: Sociedad de Responsabilidad Limitada)のうちのどちらかを選択します。これらの2つの組織形態は、メキシコで全く同じように課税されており、唯一の違いは企業の見通しのみです。

i 株式会社(SA: Sociedad Anonima)

SAは従来から、メキシコの拠点設立に際して最もよく選択されています。SAは米国企業の従来の組織的要素を数多く有しており、米国の税務上、本質的に法人(Per Se Corporation)であるとみなされる単独のメキシコ法人です。つまり、米国の税務上、当該法人を支店として取り扱うことはできません。

ii 合同会社(SRL: Sociedad de Responsabilidad Limitada)

SRLは最近よく、メキシコに子会社を設立する米国親会社に選択される会社形態となっています。SRLはSAの組織的要素の大半を備えていますが、その株主構成が異なっており、パートナー(Socios)と呼ばれる50名の所有者に制限されています。米国親会社はたいてい、SRLの採用を選択します。米国の税務上、SRLを支店とみなすことによって米国での多大な税務上の便益(より一般的なSA形態を採用した場合には利用できません)が受けられるからです。

iii **投資促進会社 (SAPI: Sociedad Anonima Promotora de Inversion)**

SAPI は、SA として法人格を取得していますが、その法体制は証券取引所法に従って任意で変更されます。こうした法律上の多様性により、SAPI は、株式公開を行うことを主張しない限り、全国株式登録リスト (National Stock Register) に株式を登録せずに、株式を発行することができます。当該会社は大抵、上記の相違はありますが、SA として取り扱われています。

iv **投資促進株式市場会社 (SAPIB: Sociedad Anonima Promotora de Inversion Bursatil)**

SAPIB は、SAPI の別の形態であり、この 2 つの会社形態の主要な相違は、SAPIB はその株式を全国株式登録リスト (National Stock Register) に登録する義務があり、株式公開を行うことができるという点です。当該会社は、3 年後に下記の SAB に形態を変更しなければなりません。

v **株式市場会社 (SAB: Sociedad Anonima Bursatil)**

SAB は、SA の別の形態であり、その主な特徴として、特定の要件が満たされた場合に、メキシコの株式市場に株式を公開することができます。また、この種類の企業は、その株式を全国株式登録リスト (National Stock Register) に登録し、国家銀行証券委員会 (National Banking and Stocks Commission) からの承認を得る必要があります。

自己資本要件

2011 年にメキシコ商事会社一般法が修正されました。本修正では、新設法人 (メキシコに設立する SA 及び SRL) は、最低固定資本金を設定せずに、定款で定めた金額が固定資本金としてみなされます。本修正が行われる以前の最低資本金は、SA の場合には 5 万ペソで、SRL の場合には 3,000 ペソでした。また、この修正は、SAPI、SAPIB 及び SAB にも適用されます。これらの法人はメキシコの SA の形態の一種だからです。

株式保有要件

SA と SRL のいずれも、最低 2 名の株主が必要であり、それらは個人、法人、外国籍、メキシコ籍を問いません。主な相違は、SA の株主が保有する法人に対する持分は、自由に株式譲渡でき、取締役会の承認を得ずに裏書譲渡できるという点です (ただし、付属定款に特に指定がない場合に限ります)。SRL には株式がありませんが、持分 (partes sociales) があり、そのため、所有権は、その目的上、パートナーシップにより近いといえます。SRL の持分の譲渡又は新しいパートナーの加入は、すべてパートナー・ミーティングの承認を必要とします。

一般的に、外資法で規定されているもの以外に、株主の国籍又は居住国については制限がありません。株主がメキシコに居住していない場合には、メキシコにおける株主の法定代理人を選任しなければなりません。

取締役会

SA 及び SRL は、唯一取締役又は取締役会のいずれかを有することができます。その決定は、株主又はパートナーが行わなければなりません。唯一取締役又は取締役会には通常、法人の代理として特定の活動を行うために委任状が付与されています。

委任状

株主は任意で、次の種類の委任状を合同又は単独で経営者に提出することができます。

i 管理行為についての全権委任状

本権限は、すべての法人の正式な管理行為を実施する能力を、委任を受けた個人 (vested individual) に付与されます。これらの行為には、特に、公的及び私的性格を有する文書の処理、社会保険庁、税務当局又は税関などの行政機関に対してあらゆる種類の手続を行うことが含まれており、をあらゆる当局に嘆願や申請を表明します。

ii 訴訟及び回収についての全権委任状

本権限は、特定の企業の法的環境に関連する業務又は手続を遂行する目的で個人に付与されています。指定された個人は、法人の法的権利を保護するために、法人の代理として関係当局に対して行動することができます。

委任を受けた個人は、全面的かつ明確な権限を有しており、特に、裁判で被告として行動し、仲裁申立てを行い、支払を請求・回収し、法人の代理として申立てを表明します。

iii 労働に関する事項についての委任状

本権限により、委任を受けた個人は労働問題に関連するすべての事項について雇用主を代表することができます。特に、労働組合への対応が必要であり、労働及び社会サービス当局への問題の照会、契約の履行、公式な委員会への出席及びすべての関連する決定を行います。

iv 銀行及び取引所に対する特別権限

本権限により、証券を取り扱う際に法人の代理として行動し、所定の範囲内で法人のために銀行取引を行い、管理機能を果たす権限が個人に付与されます。

v 所有行為についての委任状

本権限は、代理人が資産について、その資産を保護すべくあらゆる種類の措置をとるために、所有者の権限をすべて有することができることを意図して付与されています。この種の権限を有する代理人は、不動産と動産並びに当該財産に関する抵当権、担保権及び負債の付与を含め、パートナーシップの資産の取得及び処分に関連するすべての行為を行うことができます。

通常は、パートナーに付与されるもので、従業員に付与されることはほとんどありません。本権限により、委任を受けた個人は法人のありとあらゆる資産を処分することができます。

vi 委任状を付与し、取消す委任状

本権限は、必要な時と場所で代理人を立てられない場合には、救いの手となる可能性があります。本権限による委任状を持つ委任を受けた個人は、パートナー・ミーティングを開催したり、委任状の認証及び登録を受ける必要なく、自身に付与された権限を他者に委任できます。認証を受けた委任状の委任文書 (notarized delegation of powers of attorney letter) のみが必要であり、これにより多くの時間が節約される可能性があります。通常は、管理行為、訴訟及び回収並びに労働に関する事項についての権限を委任するために利用されます。

年次財務報告書

SA と SRL はいずれも、企業の財務状況を説明した年次財務諸表を提出することを要求されます。

監督機関(監査役)

SA は、財務検査機能を果たす個人(1名以上)を選任する必要があります。その役割は、株主の最善の利益維持を保証するために法人の財務取引を監視することにあります。監視機能を担当する個人は、株主総会に年次報告書を提出しなければなりません。

SRL については、監査役会 (Consejo de Vigilancia) の設置の有無及びその監査役メンバーを定款又はパートナー・ミーティングのいずれかにおいて、パートナーが決定することができます。

株主総会及びパートナー・ミーティング

i 通常株主総会

通常株主総会の開催は義務づけられており、法人の事業年度終了後3ヶ月以内に開催しなければなりません。一般的には、事業の過程を評価し、監査役メンバーを選任し、経営者が提出した報告書を承認します。株主総会の議事録を作成し、会社組織に関する帳簿として含める必要があります。

ii 臨時株主総会

臨時株主総会の開催は義務づけられておらず、法律で定められている具体的な問題(資本拠出又は資本償還、会社の解散、合併など)を取り扱うために招集されます。これらの総会は、商業登記所において認証、登記されなければなりません。

登録

他の多くの国々と同様、メキシコにおいても、メキシコでビジネスを行う新設法人がさまざまな連邦機関に登録することを要求しています。地方自治体も同様に、出先機関での登録を要求することがあります。登録の中には、すべての新設法人に義務づけられているものもあれば、関連する特定の事業取引によっては要求される場合があるものもあります。

次に、新設法人に要求される可能性のあるいくつかの重要な登録を列記します。これは、必要な登録をすべて網羅するものではありません。会社の設立地、業種、株主の国籍を含め、個々のケースに応じてその他の登録が要求される場合があります。

i 登録義務

- 商業登記所

公証人が会社定款の最終的な公式の写しを提出する際には、会社が設立される場所にあるメキシコの商業登記所 (Registro Publico de la Propiedad y Comercio) に提出しなければなりません。

- 連邦納税者番号登録

すべての新設法人は、連邦納税者登録 (RFC) 登録証を入手する必要があります。RFC は請求書の発行、納税申告書、連邦税に関するフォーマットや報告書、事業説明申告書 (informative returns) の提出及び銀行口座の開設を行うために必要不可欠です。RFC を要請するにあたり、納税地を報告する必要があります。この住所は、メキシコ国内に位置していなければならない、税務当局 (SAT) がいかなる種類の通知を行う際にもこの住所が利用されます。RFC 登録証を受け取るためには、所定の用紙を他の証拠書類とともに SAT に提出しなければなりません。登録は正式な文書で行われます。この文書の写しは、複数の異なる取引に際して将来的に必要となる可能性があります。

- 経済省外資局

外国人又は外国法人によって出資されるすべての法人は、経済省外資局 (Registro Nacional de Inversion Extranjera) に登録する必要があります。また、年次報告書についても作成する必要があり、従わない場合には、罰則が課されることもあります。

- メキシコ企業の情報システム

メキシコでは、新設法人は、関与することになる特定の業種について、政府機関等に登録することを要求されます。この Sistema de Informacion Empresarial Mexicano (又は SIEM) への加入は、必要書類及び窓に貼るステッカーで証明されます。

- メキシコ国立統計地理情報院

メキシコ国立統計地理情報院 (Instituto Nacional de Estadística, Geografía, e Informática、スペイン語の頭文字で INEGI) と呼ばれる本機関では、事業活動に関する統計データを編さんしています。本機関への登録は任意となっています。

- その他の登録

上記に挙げた事項はすべてを網羅しているわけではありません。環境に関する通知等の他の登録が、所在地、業種によって必要となる場合があります。

法人所得税

税金は、メキシコで事業を行おうとするすべての法人が検討しなければならない最も重要な問題の一つです。一般的に、メキシコの主要な税金は、日本の法人税に相当する法人所得税及び消費税に相当する付加価値税(計上及び登録方法は全く異なります)です。

メキシコ法人は、全世界所得に対してメキシコ法人所得税が課されますが、税額控除は一般的に国外源泉所得に対して生じる外国税額につき請求できます。

メキシコの税務上の機能通貨は常にメキシコ・ペソです。その他の通貨を機能通貨として選択することはできません。

大蔵公債省(The Secretaria de Hacienda y Credito Publico、通常 Hacienda と呼ばれます)は、メキシコにおける日本でいうところの財務省にあたります。さらに、徴収、執行、租税犯罪の訴追及びその他の業務上の作業は、日本の国税局・税務署に相当する税務当局(スペイン語の頭文字で SAT)が実施しており、大蔵公債省からは独立した機関となっています。税務申告

書、再編及びメキシコの課税に関連するその他の許可に係る申請書は、SATに提出する必要があります。

メキシコ連邦法人所得税

メキシコは、メキシコ法人の所得に対して30%の法人所得税率を適用しています。メキシコの州による地方所得税はありません。税務申告は月単位の予定申告を行わなければならないが、年度末の税務申告は、翌年3月31日までに行う必要があります。行った月々の支払はすべて、年間の未払法人所得税に対する前払いとみなされます。申告書の提出期限の延長は認められず、法律により、すべての法人は暦年が事業年度です。以下に、メキシコ所得税法に関連するいくつかの特記事項を列記します。

i インフレ調整

外国人投資家が考慮すべき重要な収益項目は、メキシコ法人が抱えるすべての債務に付随する「ファントム(phantom)」又はインフレ調整といわれるものです。



事業活動を行うメキシコ法人及び個人は、実際のインフレ効果を算定する必要があります。

例えば、企業が負債を抱えている場合には、インフレ調整により、その結果として負債の価値が減少する場合があります。未決済残高の価値がインフレにより損なわれており、そのため、債務者にとっての収益とみなさなければならないということから、こうした調整が必要となります。それに対して、貸手は一般的に、インフレ調整の結果として未回収の貸付残高の価値が減少したことにより生じた金額を控除できます。これは、インフレにより貸手の金融資産の価値が損なわれたという考えによるものです。

この点において、法人所得税法は、法人が受け取った利息相当額又は名目価額(総額)を収益として(あるいは支払った場合には、控除として)認識するよう要求しています。

この規定の目的は、利息や、負債あるいは支払利息の約定のない債務に対して、法人はインフレ効果を差し引いた単なる実質所得(又は費用)を認識することにあります。つまり、法人は、名目上又は純額で生じた利息を収益として認識しなければなりません。他方、当該利息の支払いを生じさせる貸付金から算定しうるインフレ効果についても控除項目として認識しなければなりません。最終的に実質金利のみが認識されるよう、インフレ総額まで収益を相殺することができます。負債に対しては、同じプロセスが反対に適用されます。

ii 損金算入項目

メキシコの法人所得税の目的上、費用が損金算入の対象となるように細心の注意を払う必要があります。さらに、損金算入とするためには、適切な文書や資料を作成・整備する必要があり、すべての要件に従わなければなりません。本テーマはしっかりと検討されるべきであり、メキシコで事業を行う法人は、いかなる種類の損金算入要件について認識しておく必要があります。

メキシコ税法では、支払うべき法人所得税を算定するための損金不算入費用についてのリストが挙げられています。また、特定の費用については、損金算入限度額及び損金算入要件が規定されています。

iii 関連会社間価格設定 (Intercompany pricing)

関連会社間価格設定の規定については特に注意が必要です。外国親会社がメキシコ子会社に請求する費用については、関連当事者間で契約を交わしていない、当該費用がインボイスに示されていない、及び移転価格文書を入手できない場合には、控除対象とはなりません。関連当事者間におけるすべての取引は、独立企業間価格によらなければならない、移転価格スタディが必要となります。ただし、以下の移転価格のセクションで示す通り、一部の例外は認められます。

iv 租税条約

メキシコは、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、韓国、シンガポール、スペイン、スイス、スウェーデン、英国及び米国等の国々と租税条約を締結しています。

租税条約は一般的に有益であるとされます。というのは、特定の種類の支払いに適用される源泉徴収税の減額や一部の免除が設けられており、さらに、関連する国の国内法において明確でない又は相反することになりかねない論点がかなり明確化されているからです。そのため、租税条約は、明確さと保証をもたらすだけでなく、税務プランニング及び税引当の妥当性についての検討のための非常に重要な機会ともなり、長期的な税務プランニングという観点では、非常に有利な状況を提供します。

租税条約の恩典を受けるためには、メキシコの税法で定められている種々の手続きを行わなければなりません。例えば、在留外国人は、会社が米国にある場合には、IRSが発行した居住者証明書(IRS様式6166)又は関連する税務当局が発行した証明書を提出する必要があります。関連する国で行った直近の税務申告は居住者証明書として使用できます。

v 源泉徴収

メキシコでは一般的に、メキシコ国内源泉所得にある場合には、メキシコ居住者及び法人が非居住者及び外国法人に外国で行う支払に対して源泉徴収を課しています。その支払に適用される源泉徴収税率は通常、非居住者及び外国法人が得る収入の種類のみならず、受取者の居住国によっても異なります。源泉徴収税率は、租税条約締結国によって大幅に異なる可能性があります。

例えば、メキシコの条約では通常、配当、利子及びロイヤリティに対して異なる源泉徴収税率を適用しています。一方、メキシコ国内法では、配当には10%の源泉所得税を課しており、利子及びロイヤリティにはその種類に応じて異なる源泉徴収税率を課しています。

vi メキシコのCFC(Controlled Foreign Company)法

メキシコ国内法人・居住者・メキシコでPEを有する外国法人及び非居住者は、国外源泉により生じた所得に対して課税されます。その国外所得が直接又はその国にある法人によって生ずるかを問わず、その法人に対する出資割合に応じた額によって、タックスヘイブン税制の対象となります。

国外で課税対象外の所得又はメキシコ法人所得税の75%未満の税率でその国の法人所得税の対象となる所得は、タックスヘイブン税制の適用対象とみなされます。該当する所得は、法人所得税法に基づいて、その所得が分配されているかどうかにかかわらず、現金・資産・サービス・債務(credit)を生み出したとみなされる所得及び税務当局(SAT)が推定算定した所得です。

つまり、メキシコでは、法人所得税率が22.5%に満たない国や管轄地域をタックスヘイブン国とみなすこととなります。しかし、一部例外が認められます。

vii 配当及び資本償還

メキシコ法人が株主へ投資を払い戻せる方法は2つあります。

a 配当

配当は、法人レベルでまだ税金を支払っていない利益から支払われる場合には課税対象となります。本来であれば、法人は、会計上の利益がない場合には、配当を支払うことはできません。また、税務上の利益ではなく、将来控除を受けるか、所得を繰延べることができる会計上の利益を有していると考えられる場合があります。

上記の目的で、法人は、税務上の未処分利益(スペイン語の頭文字で CUFIN)と呼ばれる勘定記入を行う必要があります。法人レベルですでに課税されている利益をすべて記入し、インフレ調整を行います。配当が当該勘定残高の合計額に対して支払われている場合には、法人レベルで追加的な税金を支払うことはありません。その合計額よりも多くの配当金が分配されている場合には、差額は支払法人レベルでグロスアップした上で課税対象となります。

2014年1月1日からは、配当に対する新たな課税が承認されています。これは、メキシコ法人が個人株主もしくは外国居住株主へ支払った配当に適用されるもので、支払った配当又は利益の総額に10%の税率が課されます。この新しい配当税は、配当又は利益を受け取る株主に課されており、支払法人が源泉徴収を行うことにより支払われます。源泉徴収税は、最終的な確定額とみなされることとなります。また、この新しい法案は、株式償還の結果として分配された利益に対しても適用されます。

しかし、課税所得に応じた配当の支払が2013年よりも前に行われており、そうした配当が2013年度の税務上の未処分利益(CUFIN)残高(法人所得税をすでに支払った利益)から生じている場合には、10%の源泉徴収については依然として免除されます。支払法人は当該勘定残高を会計帳簿に記録する必要があります。

b 資本償還

CUCAと呼ばれる税務上の資本金は(実質的に行われた資本取引及びインフレ調整を反映)は、資本の払戻がなされる場合、検討が必要となります。払い戻される金額がCUCA残高より高い場合には、その差額は課税対象となる分配金(みなし配当)とみなされ、法人所得税課税が当該分配金に対して適用されます。更に、会計上の純資産価額(equity)とCUCAとを比較し、純資産価額の方が高い場合には、その純資産価額と資本払戻額との差額は、みなし配当として課税されます。純資産価額がCUCAよりも低い場合には、みなし配当を考慮する必要はありません。

viii 株式移転

個人については、メキシコ法人が発行した株式売却益(公開株式のデリバティブ資本性金融取引による売却を含むメキシコ証券取引所上場株式やメキシコ証券取引所に上場している外国法人株式の売却益)に対して課税されます。

企業単一税

2014年1月1日から、企業単一税が廃止されました。そのため、本税は2014年以降は適用されません。

付加価値税

付加価値税(VAT)は、メキシコ地域で生じる物品又はサービスを含むほとんどの取引に対して適用されます。当該取引には、外国からの物品又はサービスの輸入が含まれます。16%の税率が各取引に適用されています。

VATには、販売が成立した際に買手に請求される受取VAT及び購入した際に売手に支払われる支払VATがあります。差額がプラス(受取VATが支払VATよりも大きい)の場合には、その差額分を月々のVAT申告の際に税務当局(SAT)に納めます。差額がマイナス(支払VATが受取VATよりも大きい)の場合には、現金還付又は相殺の請求を月毎に行うことができます。

VATは手続きが簡単な税金であると考えられますが、場合によっては、キャッシュ・フローへ相当な影響を生じさせる可能性があります。さらに、VAT現金還付は外国法人には認められない場合があるため、適切な予防措置を講じておかなければなりません。適切なVATプランニングは、VATに対するネガティブな影響を回避する上で必要といえます。

関税

メキシコは、国内に入ってくる物品に対して関税を課しています。適用される関税は、輸入される物品の性質だけでなく、さまざまな要因によって異なることがあります。メキシコが自由貿易協定を締結している国々に対して特別な関税の取扱いが存在しています。また、関税の取扱いは、メキシコの輸出インセンティブ・プログラムの一つに基づいて事業を行っている法人によっても異なります。

カナダ、メキシコ及び米国は、北米自由貿易協定(NAFTA)を締結しています。その協定の下では、これらの国のいずれかが原産であるとみなされる物品は、他の2つの国のいずれかに入る際に特惠関税扱いの対象となります。しかし、NAFTAに基づき優遇措置を受ける物品は、税関当局による事前の検査を受けた上で免税で輸入されていることに注意しておく必要があります。また、メキシコは他の国々とも自由貿易協定を締結しており、最も注目すべきは、欧州連合(EU)と締結した自由貿易協定です。米国とカナダに加えて、これらの協定により、メキシコとスペイン、フランス、イタリア、英国、デンマークといった国々及びEUのすべての加盟国との間で物品・サービス及び資本が流出入するインセンティブが提供されることとなります。

さらに、メキシコは、日本、イスラエル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ニカラグア、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、スイス、ノルウェー及びリヒテンシュタインとの自由貿易協定を締結しました。

社会保障関連

メキシコの雇用主は一般的に、従業員同様、社会保障費の支払義務があります。雇用主は、従業員の所得税及び社会保険料を源泉徴収し、当局に納付しなければなりません。また、社会保険料並びに住宅及び退職年金基金に追加の拠出を行う必要があります。さらに、給与税については、地域ベースで課され、税率は雇用主が事業を行う州によって異なります。こうした税金は通常、隔月で申告します。

次に示す拠出も、社会保障関連費の一部に含まれます。

i 社会保険料

雇用主は、従業員の給与の約 26%を社会保険料として拠出する必要があります(従業員は、さらに 1.65%を自身で拠出することを要求されます)。さらに、従業員の給与に基づいて 0.5%から 15%の労災保険を支払わなければなりません。

ii 住宅基金積立

雇用主は、従業員の給与の 5%を国家労働者住宅基金 (INFONAVIT) と呼ばれる住宅基金に追加拠出する必要があります。当該基金は、低価格住宅の建設に資金を提供する目的で設計されています。

iii 退職年金積立

雇用主は、従業員の給与の 2%を個人年金口座 (Individual Savings Account) と呼ばれる退職年金基金に拠出する必要があります。当該口座は、停職及び老齢に対する支払で構成されています。その際の支払は、雇用主に対して 3.15%及び従業員に対して 1.125%(従業員の基本給で計算)です。



移転価格

納税者の義務

独立企業間原則は、OECD が推奨する国際移転価格基準であり、メキシコ所得税法 (MITL) 上においても採用されました。この原則は、関連会社間の商業及び金融取引に適用されています。この原則では、取引は、それぞれが自身の利益を最優先にして行動する非関連当事者間で行われたかのように評価しなければならないとされています。

これに関して、MITL は、「外国の関連当事者との取引を行う納税者は、本法律の目的上、比較対象取引において独立当事者が使用したであろう価格と対価の額を用いて、総所得及び認められる所得控除額を算定する必要がある」と示しています。

メキシコにおける移転価格についての定義及び納税者の義務については、MITL で規定されています。

同様に、移転価格に関するその他の検討事項及び規定は、メキシコ連邦税法典 (Mexican Federal Tax Code) などの他の法令で述べられています。

関連当事者

MITL の移転価格規定に従う義務は、関連当事者との取引を実行する納税者に適用されます。この関連当事者とは、「2 人以上の者が、そのうちのいずれかの者が直接あるいは間接に他者の管理、支配又は資本に関与しているか、又は 1 人もしくはグループが直接あるいは間接に当該人物の管理、支配又は資本に関与している場合に、関連当事者であるとみなされる」とされています。

関連当事者は、個人又は法人、メキシコ居住者又は外国居住者である可能性があることに言及しておかなければなりません。

関係書類

MITL では、メキシコ居住又は非居住の関連当事者との取引を行う納税者の義務が示されています。納税者は、当該取引が、比較対象取引において独立第三者が使用したであろう価格又は金額を検討した上で合意されたことを証明する文書を入手・保管する義務があります。

関係書類には次のデータを含めなければなりません。

- i 取引を行う関連当事者の名前又は法律上の名前、住所及び税務上の居住地並びに
関連当事者間の直接及び間接の持分(interest)を示す関係書類
- ii 果たした役割又は行った活動、使用した資産及び各種取引について納税者が負った
リスクに関する情報
- iii MITL179 条に示された分類及びデータに基づく、各関連当事者及び各種取引につい
ての関連当事者との取引とその金額に関する情報及び関係書類
- iv 各種取引についての比較対象企業又は取引に関する情報及び関係書類を含めて、
MITL180 条に基づいて適用された移転価格算定方法

さらに、MITL では、納税者が国外関連当事者を行う取引に係る情報を年間の税務申告とともに、SAT に提出する義務を設定しています。

メキシコ連邦税法典によれば、無申告(non filing)、誤謬又は上記の書類の申告漏れには、6 万 1,000 ペソから 12 万 2,010 ペソ¹⁾の罰金が科されます。

恒久的施設

MITL は、恒久的施設を「事業活動全体もしくはその一部を行っているか又は独立した立場で人的役務を提供している事業所である。恒久的施設は、特に、支店、代理店、事務所、工場、作業場、施設、鉱床、採石場又は天然資源の探査、採取又は開発のための場所であるとみなされる。」と定義しています。

マキラ

マキラドーラ輸出産業の開発・事業に対する法令では、「マキラ」は、外国製品の加工、製造又は修繕のための工業的プロセス又はサービスとして定義されています。

マキラドーラの移転価格に係る規定及び義務は、MITL 及び IMMEX プログラムで確認できます。この場合には、納税者には 2 つの選択肢(セーフハーバー又は事前確認制度(APA: Anticipated Prices Agreement))があります。

移転価格義務に従うマキラドーラは、恒久的施設としてみなされません。

¹⁾ 2012 年度実績に基づく

例外

事業活動を行っており、直前の事業年度の収益が 1,300 万ペソを超過しなかった納税者及び当該年度における専門サービスの提供による収益が 300 万ペソを超過しなかった納税者は、関連会社間取引が独立企業間原則に従って行われたことを証明する文書を作成する必要はありません。

優遇税制

反証がない限り、メキシコ居住者と税制優遇措置の対象となる法人との間における取引は、比較対象取引で独立当事者が使用するであろう価格及び対価の額を使用していない関連当事者間の取引であるものとみなされます。

税務当局(SAT)のレビュー

MITL によれば、SAT は、国外関連者間取引が市場価格で実施されたかどうかを判定するために、当該取引を見直す権限を有しています。当該取引が「独立企業間原則」に準拠していないとみなされる場合には、次の事項が生じる可能性があります。

- i 納税者は、SAT による利益調整の指摘を受ける可能性があります。そうした調整の結果として生じた追加税額には、インフレ調整後に利息と罰金を加えた額を支払わなければなりません。
- ii メキシコ企業による外資系企業への支払いは、損金不算入とみなされる可能性があります。
- iii 納税者が、MITL 第 76 条パラグラフ区に示されている移転価格文書化の規定に準拠している場合には、罰金は 50%減額される可能性があります。

最後に、移転価格スタディーは、SAT が本結果に同意することを保証するものではないことを指摘しておかなければなりません。SAT から事前確認 (APA) を得ることによって、当該リスクは回避できるでしょう。

インセンティブ・プログラム

メキシコの製造業 (IMMEX プログラム)

メキシコは、輸出及び雇用創出を促進することを目的とした一連のインセンティブ・プログラムを設けました。当該インセンティブ・プログラムには、特に、マキラドーラ(保税輸入制度)及び PITEX プログラム(輸出製品を製造するための一時輸入プロセス)が含まれています。メキシコ当局は 2006 年 11 月に、新たな製造業、マキラドーラ及び輸出サービス産業促進のための政令を公表し、従来のマキラドーラ・プログラムが修正され、PITEX プログラムが廃止されました。

そして、IMMEX と呼ばれるこの新しいプログラムは、マキラドーラと PITEX の両方を統合しており、1 セットでの規定、要件、便益及び義務によって規制されることを可能にしています。

メキシコのマキラドーラでは、メキシコ企業が IMMEX プログラムの下で事業活動を行う資格を得ることになります。メキシコに輸入されたこれらの企業のプロセス(何らかの組立又は加工あるいはその両方)やコンポーネントは、通常は、次に、米国に輸出されます。新しいプログラムでは、さまざまなカテゴリーのマキラドーラが設けられているため、他のマキラドーラにサービスを提供する企業は、IMMEX プログラムの下でも資格を得る可能性があることに留意して下さい。

IMMEX プログラムにより、重要な関税上の恩恵が受けられます。不注意で関税の有効期限がくることがないように、一時輸入されるすべての物品が適切に文書化されており、当該物品が国内に入った時点でしっかりと追跡されている場合には、これらの恩恵が十分に受けられると考えられます。通関業者が、このプロセスにおいて不可欠な要素となります。

一般的には、メキシコのマキラドーラは、税務上、他のメキシコ企業と全く同様に扱われています。適用される年間の法人所得税率は 30%であり、16%の VAT(付加価値税)も課されます。

大半のマキラドーラは、製品の製造に使用される資産(機械、設備及び原材料)を備えています。これらの資産を備えることにより、外国企業はメキシコに PE を有しているとみなされる可能性があります。しかし、外国居住者は、マキラドーラがメキシコの移転価格税制に準拠している場合には、PE を有しているとみなされることはありません。

マキラドーラに適用される規定では、次のいずれかの事項に該当することにより、移転価格税制の規定を満たしているとみなすことができます。

- i. 事前確認制度 (APA) が締結されている。
- ii. セーフハーバー規定。この規定は、マキラドーラの課税所得が次のいずれかのうち、高い方であることを要求しています。
 - 外国企業所有の資産及び棚卸資産を含め、マキラドーラで使用されている資産の 6.9%
 - マキラドーラの活動にかかる運営費の 6.5%



その他法人税・税関手続の検討事項

税務申告

先に述べました通り、メキシコで税務申告を行う際には連邦納税者登録(RFC)が必要となります。それに加え、SAT では、メキシコでの税務申告の方法を近代化しています。これにより、すべての申告は電子的に行わなければならなくなりました。このため、法人の代表者は、会社の代表として税務申告手続を行うため、SAT がパスワードを発行する高度な電子署名(スペイン語頭文字で FIEL という)取得手続を SAT に対して行う必要があります。さらに、法人は、銀行が発行するインターネット・パスワード全てを有していなければなりません。税務申告を行う際に、手続きを完了するためには両方のパスワードが必要となります。

特に、法人の代表者は申告すべき税金に対して全責任を負うため、FIFL の手続きは簡単なものではありません。FIEL の手続きを行う際には、SAT は写真を撮り、その代表者の指紋を採取することにより代表者の本人確認をし、その法人との関連付けを行うこととなります。

輸入業者登録

メキシコに物品を輸入しようとする企業は、輸入業者登録の申請及び取得を行う必要があります。こうした手続きは複雑なものではありませんが、登録申請時に提出を要求されている必要書類を誤って提出することにより申請が却下されることがないように、専門家に相談されることをお勧めします。

労務

労働法の改正

2012年、新たな従業員の雇用形態（工事契約、試用期間雇用契約、有期契約及び研修契約）を追加するために、メキシコの労働法が改正されました。

同様に、人材派遣会社への業務委託（アウトソーシング）を規制するための規定も採用され、過去に利用された不正なスキームを排除することが期待されています。

労働者利益分配金 (PTU)

メキシコの法律では、法人の課税所得の10パーセントを労働者間で分配することとしており、すべての会社は、この費用を負担する義務を負っています。ただし、新たに設立された法人については、事業を開始してから最初の1年間はこれを免除しています。PTUは、取締役、管理者及びゼネラル・マネージャーを除くすべての従業員に対して支払われなければなりません。

この費用と損金算入可能な経済的利益とを置き換えることによってPTUの影響を最小限に抑えることができます。これは一般的、かつ認められた方法です。新しい労働法の適用については検討が必要です。

従業員に対して支払われる一般的な手当

雇用主は、従業員が正当な理由で解雇される場合、解雇手当を支払う責任を負うことなく従業員を解雇する権利を有しています。メキシコの労働法では、正当な理由とみなされる可能性がある項目について規定しています。ただし、こうした理由は、労働裁判所で認められるために適切に文書化を行わなければなりません。

雇用主が正当な理由なくして従業員を解雇した場合には、解雇手当を支払う必要があります。一般的に、正社員に対する解雇手当の額は、給与の3ヶ月分に勤続1年につき20日分の給与及び勤続1年につき12日分の給与に相当する勤続手当 (seniority premium) を加えた額となります。

年間ベースでは、従業員は、少なくとも給与の15日分の額にあたる、アギナルド (Aguinaldo) 又はクリスマス・ボーナスと一般に呼ばれている年間ボーナスについての支給を受ける権利を有しており、毎年12月20日より前に支払われなければなりません。

労働時間及び休日

労働時間は7日間を単位として考えます。1週間のうち、労働者には、6日間の勤務に対して1日の有給休暇が与えられます。日曜日に働いた従業員は、少なくとも、1日分の給与の25%の追加手当を受け取ることになっています。

従業員は、1年間勤務した後、6日間の休暇をとる権利を与えられ、当該休暇は、その権利発生後6か月間有効です。休暇期間は、勤続年数が1年増すごとに2日間増加し、最大日数は12日間となります。休暇日数が12日間に達した後は、勤続5年につき2日ずつ増加します。

法定休日は、以下の通りです。

1月1日、2月第1月曜日(2月5日を記念して)、3月第3月曜日(3月21日を記念して)、5月1日、9月16日、11月第3月曜日(11月20日を記念して)、12月25日、選挙管理当局が決定した選挙日及びメキシコの大統領の交代に伴い6年ごとに12月1日



個人

メキシコ国内源泉所得を有する外国人従業員

メキシコには、個人所得について2種類の課税方式があり、メキシコで役務提供をする従業員に対しても適用されます。適用される課税方式は、個々の従業員が所得税法上のメキシコ居住者としてみなされるかどうかによって決まります。

メキシコ居住者かどうかについては、個人の税務上の居住地が、その個人がメキシコに常用の住居を有しているか、メキシコ国籍であるか、メキシコとその個人の居住国との間に租税条約が存在しているか、その個人がメキシコ以外の国と実質的な経済関係を有しているのか、といったさまざまな要因によって決定します。居住地に関する結論については、各個人に適用される実際の環境についての個別の分析を行うことをお勧めします。

通常、12か月のうち183日を超える期間にわたってメキシコで勤務する非居住従業員は、収入総額に対して、メキシコ人居住者に適用される税率よりも低い税率でメキシコの所得税が課せられます。12か月のうち183日未満の期間メキシコに滞在している非居住従業員に対しては、通常、メキシコの所得税は課せられません。

メキシコ居住者は、累進税率によって課税されます。雇用主は所得税を源泉徴収し、付随する申告書と共にSATに納税しなければなりません。

外国人に影響を与える移民問題

外国親会社の代表者がメキシコ子会社の責任者又は顧問を務めることは一般的であり、そのため、メキシコに長期間滞在する必要があります。一般的には、これらの個人が利用できる移民申請書は2種類あります。1つは、1年から4年間メキシコに滞在する予定である個人に対する一時滞在カード(temporary resident card、就労許可が付いたもの、若しくは付いていないもの)であり、もう1つは、永久的にメキシコに滞在する予定である個人に対する永住者カード(permanent resident card)です。個人のニーズに最も合致する移民申請書を入手するためには、個々の事例を分析することが重要となります。

グラントソントン・メキシコ 連絡先



メキシコのグラントソントン・インターナショナル・ビジネス・センターの連絡先:

メキシコシティ

Salles, Sainz – Grant Thornton, S.C.
Periferico Sur 4348
Col. Jardines del Pedregal
04500 Mexico City, Mexico
電話 +52 55 5424 6500
ファックス +52 55 5424 6501

ディレクター Hector Bautista
E メール: Hector.Bautista@mx.gt.com

国際税務に関するサポート連絡先:

Santos E. Briz Pintos
国際税務パートナー
電話 +52(55)5424 6500 内線 1160
ファックス +52(55)5424 6501
E メール: Santos.Briz@mx.gt.com

日本語によるサービス全般のサポート連絡先:

Akane Hirukawa 比留川 茜
Japan Business Group (JBG)メキシコ支部 業務開発シニアマネジャー
電話 +52(55)5424 6500 内線 1260
ファックス +52(55)5424 6501
E メール: Akane.Hirukawa@mx.gt.com

グラントソントン・メキシコ (Salles Sainz – Grant Thornton S.C) は、下記地域にも拠点があります。

- ・グアダハラ
- ・プエルト・バヤルタ
- ・シウダー・フアレス
- ・モンテレイ
- ・ケレタロ
- ・アグアスカリエンテス
- ・プエブラ
- ・メヒカリ
- ・ティファナ
- ・エルモシージョ(代表事務所)
- ・マサトラン(代表事務所)

